

休業補償給付等の支給を受ける権利に 時効援用の特例を設けることについて

1 改正の趣旨

- 毎月勤労統計の変更等に起因する追加給付のように、労災保険業務において、年度の平均給与額等が修正されたことにより、労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号。以下「労災法」という。）第 8 条の 2 第 1 項第 2 号に規定する休業スライドや同法第 8 条の 3 第 1 項第 2 号に規定する年金スライド等が変更され、広範囲の受給者に追加給付が必要となる場合がある。
- このような場合において、対象となる当時の受給者が亡くなった場合には、労災法第 11 条に規定する未支給の保険給付として、新たな請求が必要であり、その遺族に給付を実施するためには、連絡及び手続に時間を要する。
- 他方、労災法第 42 条においては、休業補償給付等の給付を受ける権利を 2 年、障害補償給付等の給付を受ける権利を 5 年と規定しており、当該期間を徒過後は、このような遺族に対する追加給付を処理することができないこととなる。
- したがって、対象者の安心のため、こうした場合の保険給付に係る未支給の保険給付の支給を受ける権利については、会計法（昭和 22 年法律第 35 号）第 31 条第 1 項の規定を適用しないこととする。

（参考）

◎ 会計法

第 31 条 金銭の給付を目的とする国の権利の時効による消滅については、別段の規定がないときは、時効の援用を要せず、その利益を放棄することができないものとする。国に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。

2 （略）

参照条文

◎ 労働者災害補償保険法

第8条の2 休業補償給付又は休業給付(以下この条において「休業補償給付等」という。)の額の算定の基礎として用いる給付基礎日額(以下この条において「休業給付基礎日額」という。)については、次に定めるところによる。

一 (略)

二 一月から三月まで、四月から六月まで、七月から九月まで及び十月から十二月までの各区分による期間(以下この条において「四半期」という。)ごとの平均給与額(厚生労働省において作成する毎月勤労統計における毎月きまつて支給する給与の額を基礎として厚生労働省令で定めるところにより算定した労働者一人当たりの給与の一箇月平均額をいう。以下この号において同じ。)が、算定事由発生日の属する四半期(この号の規定により算定した額(以下この号において「改定日額」という。))を休業給付基礎日額とすることとされている場合にあつては、当該改定日額を休業補償給付等の額の算定の基礎として用いるべき最初の四半期の前々四半期)の平均給与額の百分の百十を超え、又は百分の九十を下るに至つた場合において、その上昇し、又は低下するに至つた四半期の翌々四半期に属する最初の日以後に支給すべき事由が生じた休業補償給付等については、その上昇し、又は低下した比率を基準として厚生労働大臣が定める率を前条の規定により給付基礎日額として算定した額(改定日額を休業給付基礎日額とすることとされている場合にあつては、当該改定日額)に乗じて得た額を休業給付基礎日額とする。

2～4 (略)

第8条の3 年金たる保険給付の額の算定の基礎として用いる給付基礎日額(以下この条において「年金給付基礎日額」という。)については、次に定めるところによる。

一 (略)

二 算定事由発生日の属する年度の翌々年度の八月以後の分として支給する年金たる保険給付については、第八条の規定により給付基礎日額として算定した額に当該年金たる保険給付を支給すべき月の属する年度の前年度(当該月が四月から七月までの月に該当する場合にあつては、前々年度)の平均給与額(厚生労働省において作成する毎月勤労統計における毎月きまつて支給する給与の額を基礎として厚生労働省令で定めるところにより算定した労働者一人当たりの給与の平均額をいう。以下この号及び第十六条の六第二項において同じ。))を算定事由発生日の属する年度の平均給与額で除して得た

率を基準として厚生労働大臣が定める率を乗じて得た額を年金給付基礎日額とする。

2 (略)

第11条 この法律に基づく保険給付を受ける権利を有する者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき保険給付でまだその者に支給しなかつたものがあるときは、その者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ。)、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であつて、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたもの(遺族補償年金については当該遺族補償年金を受けることができる他の遺族、遺族年金については当該遺族年金を受けることができる他の遺族)は、自己の名で、その未支給の保険給付の支給を請求することができる。

2～4 (略)

第42条 療養補償給付、休業補償給付、葬祭料、介護補償給付、療養給付、休業給付、葬祭給付、介護給付及び二次健康診断等給付を受ける権利は、二年を経過したとき、障害補償給付、遺族補償給付、障害給付及び遺族給付を受ける権利は、五年を経過したときは、時効によつて消滅する。

<了>